

## SMBC ID 規約

### 1. 前文

株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)は共通 ID サービス (以下「SMBC ID」といいます) を提供しています。

SMBC ID は、当行及び三井住友カード株式会社(以下「当社」といいます)が別途提供する所定のサービスへの容易なアクセスを可能とし、お客さまひとりひとりに合わせたサービス設計を行うことを目的として提供されます。

### 2. 定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。なお、SMBC ID に関し本規約に定めのない事項については、SMBC ダイレクト利用規定および三井住友銀行アプリサービス利用にかかる追加規定ならびに VpassID 規約に定めるところによります。

- (1) 「本規約」とは、SMBC ID 規約をいいます。
- (2) 「情報端末」とは、PC、タブレット、スマートフォン等の電子機器端末をいいます。
- (3) 「利用者」とは、後記4. にしたがって当行に対して SMBC ID の利用を申し込み、当行がこれを承諾することにより、当行との間で本規約にかかる契約を締結した個人をいいます。
- (4) 「SMBC ID アカウント」とは、SMBC ID の利用を希望する者が、後記4. にしたがって SMBC ID の利用を申し込む際に届け出た、利用者を識別するための文字列をいいます。
- (5) 「SMBC ID アカウント等」とは、SMBC ID アカウント、パスワード、及び電子メールアドレスをいいます。
- (6) 「認証コード」とは、SMBC ID アカウントの変更時等、当行所定の手続において、当行よりお客さまの電子メールアドレス宛にお送りする可変的なパスワードをいいます。
- (7) 当行及び当社を総称して又は個別に「SMBC ID グループ各社」といいます。
- (8) 「SMBC ダイレクト利用規定」とは、当行が別途制定する「SMBC ダイレクト規定集」中の「SMBC ダイレクト利用規定」をいいます。
- (9) 「三井住友銀行アプリサービス利用にかかる追加規定」とは、当行が別途制定する「SMBC ダイレクト規定集」中の「三井住友銀行アプリサービスの利用にかかる追加規定」をいいます。
- (10) 「VpassID 規約」とは、当社が別途制定する「VpassID 規約」をいいます。
- (11) 「契約者番号」とは SMBC ダイレクト利用規定に定める契約者番号をいいます。
- (12) 「VpassID」とは VpassID 規約に定める VpassID をいいます。

(13) 契約者番号及び VpassID を総称して又は個別に「SMBC ID グループ各社 ID」といいます。

(14) 「SMBC セーフティパスに関する特約」とは、当行が別途制定する「SMBC ダイレクト規定集」中の「SMBC セーフティパスに関する特約」をいいます。

### 3. 表明及び保証

(1) SMBC ID 利用の申込を行うことができるのは、次に掲げる事項の全部を充足する者に限られます。

- ① 日本国内在住かつ日本国籍を有する者であること
- ② 外国為替及び外国貿易法ならびに所得税等関連法令に定める非居住者ではないこと
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと

(2) 利用者は前項①から③に掲げる事項について、SMBC ID の利用の申込時及び SMBC ID の各利用時において、それぞれ真実かつ正確であることを表明及び保証するものとします。

### 4. SMBC ID の利用申込み

SMBC ID の利用を希望する者は、当行所定の方法で、当行に SMBC ID アカウント等を届け出ることにより、SMBC ID の利用の申込を行うものとします。当該申込手続は、申込人本人の情報について、申込人本人が虚偽なく行うものとし、当該情報に虚偽、誤り等があったことにより損害が生じた場合でも、SMBC ID グループ各社は責任を負わないものとします。

### 5. SMBC ID のサービス内容

(1) SMBC ID アカウントと SMBC ID グループ各社 ID の連携および統合

利用者は、当行所定の方法により、SMBC ID アカウントに SMBC ID グループ各社 ID を連携するものとします。利用者は、1つの SMBC ID アカウントに対して、契約者番号及び VpassID をそれぞれ1つまで連携させることができます。なお、異なる SMBC ID アカウントに契約者番号又は VpassID がそれぞれ別個に連携されている場合、利用者は、当行所定の方法により、単一の SMBC ID アカウントに統合することができます。

(2) 契約者番号との連携による利用

SMBC ID アカウントに契約者番号が連携されている場合、利用者は、三井住友銀行アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワードを用いることによって、SMBC ダイレ

クト利用規定 3.(1) 及び同 (3) の定めにかかわらず、当行所定のサービス (SMBC ダイレクト利用規定に定める SMBC ダイレクトのうち当行所定の範囲のものその他の当行所定のサービスを指す。以下同じ。) を利用することができます。ただし、一部のサービスや機能の利用については、SMBC ダイレクト利用規定に定めるワンタイムパスワードカード方式その他の当行所定の追加的な本人確認等が必要な場合があります。

(3) VpassID との連携による利用

SMBC ID アカウントに VpassID が連携されている場合、利用者は、Vpass アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワードを用いることによって、VpassID 及び VpassID に係るパスワード (VpassID 規約に定めるパスワードを指します。以下同じ) を用いることなく、当社所定のサービスを利用することができます。ただし、一部のサービスや機能の利用については、当社所定の追加的な本人確認等が必要な場合があります。

(4) 契約者番号及び VpassID との連携による利用

同一の SMBC ID アカウントに契約者番号及び VpassID の両方が連携されている場合、前記 5.(2) による当行所定のサービス及び前記 5.(3) による当社所定のサービスの利用に加えて、利用者は、以下のとおり、SMBC ID グループ各社が提供するサービスを利用することが可能となります。

① 三井住友銀行アプリ上での当社サービスの利用

利用者は、三井住友銀行アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワードを用いること又は SMBC ダイレクト利用規定 3.(1) 及び同 (3) で定める本人確認手続を経ることによって、VpassID 及び VpassID に係るパスワードを用いることなく、当社所定のサービスを利用することができます。ただし、一部のサービスや機能の利用については、SMBC ID グループ各社所定の追加的な本人確認等が必要な場合があります。

② Vpass アプリ上での当行サービスの利用

利用者は、Vpass アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワード又は VpassID 及び VpassID に係るパスワードを用いることによって、SMBC ダイレクト利用規定 3.(1) 及び同 (3) ならびに SMBC セーフティパスに関する特約 5. の定めにかかわらず、当行所定のサービスを利用することができます。ただし、一部のサービスや機能の利用については、SMBC ID グループ各社所定の追加的な本人確認等が必要な場合があります。

(5) 1つの SMBC ID アカウントに対して、複数の SMBC ID グループ各社 ID が連携されている場合、当行は、そのうち 1つの ID を代表 ID と定め、代表 ID に紐づく利用者の氏名、生年月日等の情報が変更された場合、他の SMBC ID グループ各社 ID に紐づく利用者情報を一括して変更することができます。

(6) (1) に定める連携の解除を希望する場合、利用者は当行所定の方法により申し出るものとします。

## 6. SMBC ID アカウント等の変更

利用者は、当行所定の方法により SMBC ID アカウント等を変更することができます。

## 7. 本人確認手続

- (1) 利用者は、前記 5.(2)によって当行所定のサービスを利用しようとする場合は、三井住友銀行アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワード並びに同(2)ただし書きに定める追加的な本人確認等において求められる情報があるときには当該情報を、正確に入力し、これを当行所定の方法により当行に伝達するものとします。
- (2) 利用者は、前記 5.(3)によって当社所定のサービスを利用しようとする場合は、Vpass アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワード並びに同(3)ただし書きに定める追加的な本人確認等において求められる情報があるときには当該情報を、正確に入力し、これを当社所定の方法により当社に伝達するものとします。
- (3) 利用者は、前記 5.(4)①によって当社所定のサービスを利用しようとする場合は、三井住友銀行アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワード又は SMBC ダイレクト利用規定 3. (1) 及び同 (3) で定める本人確認手続に必要な情報のうち当行所定の情報並びに前記 5.(4)①ただし書きに定める追加的な本人確認等において求められる情報があるときには当該情報を、正確に入力し、これを当行所定の方法により当行に伝達するものとします。
- (4) 利用者は、前記 5.(4)②によって当行所定のサービスを利用しようとする場合は、Vpass アプリ上で、SMBC ID アカウント及びパスワード又は VpassID 及び VpassID に係るパスワード並びに同②ただし書きに定める追加的な本人確認等において求められる情報があるときには当該情報を正確に入力し、これを当社所定の方法により当社に伝達するものとします。
- (5) 前記(1)乃至(4)に従って SMBC ID グループ各社に伝達された情報が、利用者が登録した又は SMBC ID グループ各社が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、SMBC ID グループ各社は、当該利用を利用者本人による利用とみなします。

### 7の2. 前記 5. (4)①並びに前記 7. (3)及び(5)に係る特則

- (1) 前記 5.(4)の場合 (同一の SMBC ID アカウントに契約者番号及び VpassID の両方が連携されている場合) のうち、当該連携に係る契約者番号につき SMBC セーフティパスに関する特約を内容とする契約が締結されている場合において、利用者が、当該連携に係る SMBC ID アカウント、契約者番号及び VpassID に関して、三井住友銀行アプリ上で当社所定のサービスを利用しようとするときは、SMBC セーフティパスに関する特約を準用し、利用者は、同特約に定める本人確認手続を行うものとします。なお、同特約の準用にあたっては、同特約 5. (1)中「登録端末における三井住友銀行アプリ上

で当行所定のサービス（SMBC ダイレクト利用規定に定める SMBC ダイレクトのうち当行所定の範囲のものその他の当行所定のサービスを指す。以下同じ。）を利用しようとする場合」とあるのは「登録端末における三井住友銀行アプリ上で当社所定のサービスを利用しようとする場合」と、「SMBC ID 規約 5.（2）、7.（1）及び（5）」とあるのは「SMBC ID 規約 5.（4）①、7.（3）及び（5）」と読み替え、同特約 5.（2）中「ブラウザまたは別端末における三井住友銀行アプリにおいて、当行所定のサービスを利用しようとする場合」とあるのは「別端末における三井住友銀行アプリにおいて、当社所定のサービスを利用しようとする場合」と、「SMBC ID 規約 5.（2）、7.（1）及び（5）に定める本人確認手続」とあるのは「SMBC ID 規約 5.（4）①、7.（3）及び（5）に定める本人確認手続」と読み替え、同特約 5.（1）及び（2）中「SMBC ダイレクト利用規定に定める確認コードを用いた追加認証その他の当行所定の追加的な本人確認等」とあるのは「SMBC ID グループ各社所定の追加的な本人確認等」と読み替え、その他についても適宜読み替えるものとします。

- (2) 前記(1)による本人確認手続が実行された場合には、SMBC ID グループ各社は、当該利用を利用者本人による利用とみなします。

#### 8. SMBC ID アカウント等、SMBC ID グループ各社 ID 等の管理

- (1) パスワードは、他のサービス等で設定したパスワードの使い回しを避け、かつ、生年月日、電話番号、住所等他人に知られやすい情報を避けるとともに、定期的に変更するものとします。
- (2) 利用者は、利用者自身の責任において SMBC ID アカウント等並びに SMBC ID アカウントに連携されている SMBC ID グループ各社 ID 及びこれに係るパスワードその他前記 7.(1)乃至（4）並びに前記 7 の 2. (1)で定める本人確認手続において入力求められる情報を厳重に管理するものとし、第三者に開示、譲渡、貸与等してはならないものとします。
- (3) 利用者は、SMBC ID の利用のために用いた情報端末を用いて第三者が SMBC ID を利用することがないように、利用者自身の責任において当該情報端末を厳重に管理する（SMBC ID の都度の利用後すみやかにログアウトをすることを含みますが、これに限られません）ものとします。
- (4) 利用者は、SMBC ID アカウント等、SMBC ID アカウントに連携されている SMBC ID グループ各社 ID 及びこれに係るパスワードその他前記 7.(1)乃至（4）並びに前記 7 の 2. (1)で定める本人確認手続において入力求められる情報又は情報端末に関し、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故又はそのおそれが生じた場合には、その旨を直ちに SMBC ID グループ各社所定の方法により SMBC ID グループ各社に届け出た上、SMBC ID アカウント等の変更その他の必要な措置を行うものとします。

## 9. 禁止事項

(1) SMBC ID の利用に際して、利用者は以下の各号に定める行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- ① 法令等、公序良俗又は社会規範に反する行為
- ② SMBC ID グループ各社又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害する行為
- ③ SMBC ID グループ各社の信用を毀損する行為
- ④ SMBC ID グループ各社になりすます行為
- ⑤ 第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を送信する行為
- ⑥ 手段のいかんを問わず、第三者の認証コードを入手する行為又は第三者にお客さまの認証コードを開示若しくは提供する行為
- ⑦ 他のお客さまの認証コード又は情報端末について偽造、変造、盗用又は不正に使用する行為
- ⑧ コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを使用、拡散及び誘発させる行為
- ⑨ SMBC ID グループ各社のサーバーに過度の負担をかける行為
- ⑩ SMBC ID グループ各社提供サービスへの不正アクセス、クラッキングその他の SMBC ID を構成するハードウェア、ソフトウェア、システム等の有形又は無形の設備等に支障を生じさせる行為
- ⑪ SMBC ID グループ各社が通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、又は、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、又は頒布を行う行為
- ⑫ 他のお客さまの個人情報等を当該他のお客さまに無断で収集、蓄積等する行為
- ⑬ SMBC ID グループ各社又は第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷し、又は SMBC ID グループ各社又は第三者の名誉、プライバシー等を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ⑭ 当行所定の方法以外の方法により SMBC ID を利用する行為
- ⑮ 詐欺目的その他の不正、不法な目的により SMBC ID 又は SMBC ID グループ各社が提供するサービスを利用する行為
- ⑯ 不正アクセス行為、第三者のアカウントを利用する行為、複数のアカウントを作成し又は保有する行為又はその他これらに類する行為
- ⑰ 本規約に違反し、又は、SMBC ID の趣旨目的に反する行為
- ⑱ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者への利益供与
- ⑲ その他、当行が不適切と判断する行為

(2) 利用者は、SMBC ID アカウント等及び本契約の地位等の一切の権利及び義務を第三者

に譲渡、貸与、売却、担保差入その他の処分をしてはならないものとします。

#### 10. SMBC ID アカウントの利用停止、制限等

(1) SMBC ID グループ各社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知することなく、SMBC ID アカウント並びに当該 SMBC ID アカウントに連携された SMBC ID グループ各社 ID の一部若しくは全部の利用を停止あるいは制限することがあります。

- ① SMBC ID グループ各社所定の回数以上、パスワードや認証コードの誤入力を繰り返した場合
- ② 1年以上にわたり SMBC ID の利用がないとき
- ③ SMBC ID グループ各社 ID の失効、又は SMBC ID アカウントと SMBC ID グループ各社 ID の連携解除により、SMBC ID アカウントと連携している有効な SMBC ID グループ各社 ID が存在しなくなった場合
- ④ 電子メールアドレス変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき
- ⑤ 利用者に法令や本規約または SMBC ID グループ各社の定める規約、特約に違反する行為があった場合
- ⑥ 利用者に SMBC ID 利用に係る不正行為があった場合
- ⑦ SMBC ID アカウント等、SMBC ID アカウントに連携されている SMBC ID グループ各社 ID 及びこれに係るパスワードその他前記 7.(1)乃至 (4) 並びに前記 7 の 2.(1)で定める本人確認手続において入力求められる情報、又は情報端末に関し、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故又はそのおそれが生じた場合
- ⑧ その他 SMBC ID グループ各社が SMBC ID の利用停止若しくは制限を必要とする相当の事由が生じたとき

(2) 前記(1)①においては、当行所定の方法で申入れの上、当行所定の手続きを経ることにより、パスワードの再設定ならびに利用停止又は利用制限の解除をすることができます。

(3) 前記(1)各号のうち、③から⑥においては、利用の停止又は制限に限らず、事前に利用者へ通知することなく、当行から解約できるものとします。

(4) 前記(1)又は(3)の停止、制限又は解除により生じた損害については、SMBC ID グループ各社に責めがある場合を除き、SMBC ID グループ各社はいっさいの責任を負いません。

#### 11. SMBC ID の解約及び本契約の終了

利用者は、当行所定の方法で申し出ることにより、いつでも SMBC ID を解約することができます。ただし、SMBC ID の利用が前提となる SMBC ID グループ各社のサービス、商品等を契約、保有する場合、事前に当該サービス、商品等の解約が必要となる場合があります。

## 1 2. SMBC ID の休止又は廃止

- (1) 当行は、SMBC ID の全部又は一部を廃止することができるものとします。
- (2) 前項の場合、当行は、その影響及び SMBC ID の運営状況等に照らし、適切な時期及び適切な方法により、利用者に情報提供を行うものとします。
- (3) 当行は、次に掲げる事由が生じた場合には、事前に利用者に通知することなく、SMBC ID の全部又は一部を一時的に休止できるものとします。
  - ① SMBC ID の提供に係るシステムのメンテナンスその他の情報セキュリティ態勢の維持又は改善のために必要な措置を実施する場合
  - ② SMBC ID の利用又は提供のために必要な通信機器、通信回線、インターネット、システム又はコンピュータ等の障害（システムに負荷が集中した場合その他のシステムが正常に稼働することが不可能又は困難となる事情が生じた場合を含みます。）が生じた場合
  - ③ 不正アクセス、盗聴その他の当行の責めに帰すべき事由以外の事由により SMBC ID に係る情報（個人情報を含みますが、これに限られません。）が流出、漏えい等した場合
  - ④ 天災、戦争、騒乱、テロ攻撃、感染症又は疫病の蔓延等の発生、当行が SMBC ID の提供にあたり利用する各システム、サーバー等を利用できなくなった場合、裁判所等公的機関の措置その他の当行の責めに帰すべき事由以外の事由により SMBC ID の提供が不可能又は困難となった場合
  - ⑤ その他、当行が SMBC ID に関する利用状況等より合理的に中断が必要と判断した場合
- (4) 前記(1)又は(3)の廃止又は休止により生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

## 1 3. 免責事項等

- (1) 前記 7. による本人確認手続又は前記 7 の 2. による本人確認手続が実行された場合は、当該 SMBC ID アカウント等、SMBC ID アカウントに連携されている SMBC ID グループ各社 ID 及びこれに係るパスワードその他当該本人確認手続において入力求められる情報又はお客さまの利用した情報端末は、利用者本人により入力され、また操作されたものとみなし、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、SMBC ID グループ各社に責めがある場合を除き、SMBC ID グループ各社はいつさいの責任を負いません。
- (2) 以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。
  - ① 当行が相当と認められる対策を講じたにもかかわらず、パスワードや認証コード又



は情報端末について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故が生じたこと

- ② 当行が相当と認められる対策を講じたにもかかわらず、SMBC ID の利用又は提供のために必要な通信機器、通信回線、インターネット、システム又はコンピュータ等の障害（システムに負荷が集中した場合その他のシステムが正常に稼働することが不可能又は困難となる事情が生じた場合を含みます。）が生じたこと
  - ③ 当行が相当と認められる対策を講じたにもかかわらず、不正アクセス、盗聴その他の当行の責めに帰すべき事由以外の事由により SMBC ID に係る情報（個人情報を含みますが、これに限られません。）が流出、漏えい等したこと
  - ④ 天災、戦争、騒乱、テロ攻撃、感染症又は疫病の蔓延等の発生、当行が SMBC ID の提供にあたり利用する各システム、サーバー等を利用できなくなった場合、裁判所等公的機関の措置その他の当行の責めに帰すべき事由以外の事由により SMBC ID の提供が不可能又は困難となったこと
  - ⑤ 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により SMBC ID グループ各社の障害、不具合、誤作動その他の異常等が生じたこと
  - ⑥ 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により SMBC ID 若しくは SMBC ID グループ各社が提供するサービスの利用が停止又は制限され又はこれらのサービスの提供が遅滞等したこと
  - ⑦ 前各号に定める場合の他、SMBC ID の利用に起因又は関連して当行の責めに帰すべき事由以外の事由によりお客さまの権利又は利益が害されたこと
- (3) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより利用者の SMBC ID アカウント等や認証コード等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさの責任を負いません。

#### 14. 届出・通知

- (1) 利用者は、当行若しくは SMBC ID グループ各社に届け出た連絡先(電話番号および電子メールアドレスを含みますが、これに限られません)に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により当行若しくは SMBC ID グループ各社に届け出るものとします。
- (2) 当行は、SMBC ID の提供のために又はこれに付随し若しくは関連して利用者に通知する場合には、利用者が当行若しくは SMBC ID グループ各社に届け出た利用者の連絡先に宛てて当行所定の方法により発信又は発送（電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法を含みます。以下同じ。）するものとします。
- (3) 当行は、利用者が当行若しくは SMBC ID グループ各社に届け出た連絡先に宛てて通知を発信又は発送した場合には、利用者が真実、正確、完全かつ最新の連絡先情報の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により当該通知が延着し又は到達しなかったとしても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (4) 利用者が真実、正確、完全かつ最新の連絡先情報の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により当行が発信又は発送した通知が延着し又は到着しなかったために利用者に生じた損害、損失、費用等について、当行は一切責任を負いません。

#### 15. 個人情報の取り扱い

- (1) 利用者は、SMBC ID グループ各社が、利用者に関する対象情報（後記①に定めるものをいいます。以下同じ）を利用目的（後記②に定めるものをいいます）に基づき相互に提供、受領又は利用することに同意するものとします。

##### ① 対象情報

(ア) 利用者の住所・氏名・生年月日・勤務先・電子メールアドレス・電話番号等の連絡先等の本人情報

(イ) その他、取引の管理に必要な情報（取引店番号、口座番号、SMBC ID グループ各社 ID、操作ログ、システムログ等）

##### ② 利用目的

(ア) SMBC ID サービスを提供するため

(イ) 利用者の本人確認のため、又は、SMBC ID グループ各社 ID の紐付けに係る情報の一致を確認するため

(ウ) SMBC ID サービスの管理、維持、その他の SMBC ID サービスの運営上当行が必要と認める行為を遂行するため

(エ) SMBC ID サービスの開発又はその品質、機能等の維持及び向上のため

(オ) SMBC ID サービスの利用に係る統計の取得、その他の SMBC ID サービスの利用状況の分析及び調査又はその公表の目的

(カ) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

(キ) 前各号に掲げる目的に付随又は関連する目的を遂行するため

- (2) 第三者に対する開示等

SMBC ID グループ各社は、お客さまに SMBC ID サービスを提供するため、又はこれに付随し若しくは関連して、次に掲げる者に対象情報を開示又は提供することができ、利用者はあらかじめこれに同意します。

① 法令等又は行政当局の命令により対象情報の開示義務が課される場合（当局検査及び法令等又は行政当局の命令の遵守のために秘密情報を開示又は提供する必要がある場合を含みます）における、当該行政当局

② 弁護士等法令上守秘義務を負う外部専門家

③ 前各号に掲げる者の他、SMBC ID サービスの提供のために又はこれに付随し若しくは関連して、SMBC ID グループ各社がその事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません）を業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含み

ます) する場合の当該業務委託先

(3) 利用者の対象情報の保存等

- ① SMBC ID サービスの利用状況等の情報は、SMBC ID グループ各社が管理及び運営する、クラウド環境を含む保存領域において保存及び蓄積されます。
- ② 前記10.(3) 又は11. により SMBC ID アカウントが解約となった場合、当行は、当該利用者に通知することなく当該利用者の対象情報を削除できるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意します。

16. 本規約の変更

適用法令の変更、社会情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行は、本規定を変更できるものとします。本規定を変更する場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法により、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容及びその効力発生日を当該効力発生日の相当な期間前に周知します。

17. 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2024年4月8日現在)